鳥取県中部バレーボール協会規約

第 1 章 総 則

(名称)

第1条 この会は、鳥取県中部バレーボール協会という。

(事務所)

第2条 この会の事務所は、理事長の自宅又は勤務先におく。

(目的)

第3条 この会は、鳥取県中部地区におけるバレーボール界を統括し代表する団体として、バレーボール競技の普及及び振興を図り、もってバレーボールを愛好する人々の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 各種競技会の開催
- (2) 講習会、研修会の開催及び指導者の養成
- (3) 各種団体のバレーボール発展のための指導、育成
- (4) 公認審判員の育成、推薦
- (5) 鳥取県バレーボール協会への加盟
- (6) 倉吉市体育協会への加盟
- (7) その他この会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 この会は、原則として鳥取県中部に居住または勤務・通学する本会の趣旨に賛同する個人、 並びに鳥取県中部に組織されたバレーボール競技団体、チーム及びその関係者をもって会員とし 組織する。

(会員の加入、脱退)

第6条 この会に入会しようとする者は、その旨を本会に届け、理事会の承認を得なければならない。

第7条 この会を脱退しようとする者は、その旨を本会に届けなければならない。

第2章 役員及び職員

(役員)

第8条 この会に次の役員をおく。

- 1 会 長 1名
- 2 副会長 若干名
- 3 理 事 若干名
- 4 理事長 1名
- 5 副理事長 若干名
- 6 監事 2名

(役員の選出)

- 第9条 会長、副会長、理事長、副理事長及び監事は、選考委員会の推薦を踏まえ、理事会において承認する。
- 2 役員のうち、会長、副会長は、会員の中から選出し、理事長、副理事長は理事から選出する。また、監事は、会長、副会長、理事以外の会員から選出し、理事会において承認する。
- 3 理事は、30名以内とし、理事の専任については、以下の通りとする。
 - (1) 小学生バレーボール連盟 2人
 - (2) 中学校体育連盟 2人
 - (3) 高等学校体育連盟 2人
 - (4) 社会人連盟 2人
 - (5) ビーチバレー連盟 2人
 - (6) ソフトバレーボール連盟 2人
 - (7) ママさんバレーボール連盟 2人
 - (8) 専門委員長 5人 (総務・強化・指導普及・競技・審判)
 - (9) その他、会長が任命する者 5人以内

(役員の職務)

- 第10条 会長は、この会を代表し、その業務を統理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序により、その業務を代行する。
- 3 理事長は、会長及び副会長を補佐し、理事会の決定にもとづき、この会の業務を処理する。
- 4 副理事長は、会長、副会長及び理事長を補佐し、必要な場合は、理事長の職務を代行する。
- 5 理事は、理事会を構成し、この会の運営に関する重要な業務について方針を決定する。
- 6 監事は、この会の会計及び事業の執行について監査し、その結果を理事会、総会に報告しなければならない。

(役員の任期)

- 第11条 この会の役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。 補欠のため選任された 役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 2 役員は、任期満了の場合又は自己の都合により辞任した場合においても、後任者が就任するまでは、なお、その職務を行わなければならない。

(役員の解任)

- 第12条 この会の役員は、次の各号の一に該当するときは、理事会の議決を経て、役員を解任することができる。
 - (1) 本人の都合により辞任の申出があったとき。
 - (2) 心身の故障のため職務の執行にたえないと認められるとき。
 - (3) 職務上の義務違犯その他役員たるにふさわしくない行為があったと認められるとき。

(事務局員)

- 第13条 この会の事務を処理するため、事務局を設け、事務局長及び会計担当の事務局員(以下「事務局員」という。)を置く。
- 2 事務局員は、会長が委嘱する。

3 事務局に関する規定は、理事会の議決を経て別に定める。

(顧問及び参与)

- 第14条 この会に顧問及び参与(以下「顧問等」という。)を置くことができる。
- 2 顧問等は、この会に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。
- 4 参与は、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。

第3章 会議

(種別)

第15条 この会の会議は、役員会、理事会と総会とする。理事会は、役員及び理事をもって構成する。役員会は、役員をもって構成する。だたし、事務局は、いずれの会議にも原案等を提案するため参加する。

(権能)

- 第16条 理事会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 規約の改定に関すること。
 - (2) 他団体への加入、脱退に関すること。
 - (3) 予算及び事業計画並びに決算及び事業報告に関すること。
 - (4) 選考委員会が推薦した役員の承認に関すること。
 - (5) その他この会の運営に関する重要なこと。
- 2 役員会は、緊急事項の対応を決定するほか、次の事項を承認、議決する。
 - (1) 会長が指名した理事、事務局員の承認。
 - (2) 会長が指名した専門委員長並びに専門委員長が推薦した専門副委員長の承認。
 - (3) 理事会に付議すべき事項の承認。
 - (4) その他理事会の議決を要しない会務の執行に関すること。
- 3 総会(会員総会)は、**理事の承認を行う**。また、理事会の決議事項を承認する。さらに会員の交流、親睦の場とする。

(開催)

- 第17条 総会は、毎年1回以上開催する。ただし、会長が必要と認めた場合、または会員の3分の1以上より会議の目的事項を示して請求があったときは、臨時総会を開催しなければならない。2 理事会は、毎年1回以上開催する。総会を開催する前には必ず理事会を開催し、理事会の承認を得た上で総会を開催する。また、理事会は、会長が必要と認めた場合、必要な時に随時開催することができる。
- 3 役員会は、会長が必要と認めた場合、必要な都度随時開催することができる。

(招集)

第18条 各会議の招集は会長の指示により、事務局が招集する。

(議長)

第19条 理事会、役員会の議長は、副会長が行う。総会の議長は、会長が行う。 (定足数) 第20条 役員会、理事会、総会は、参加すべき者の現在数の2分の1以上の者が出席しなければ、 その会議を開くことができない。ただし、当該議事につきあらかじめ書面をもって委任の意志を 表示した者は、出席者と見なす。

(議決)

第21条 会議の議決は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決すると ころによる。

(議事録)

第22条 会議には、会議の概要等必要な事項を記載した記録を整理し、保存するものとする。

第4章 専門委員会

(専門委員会)

第23条 この会に、理事会の議決を得て、事業遂行のため次の専門委員会をおく。

名 称	所管事項
総務委員会	財務、表彰、広報等に関する事項の処理に関すること
指導普及委員会	指導普及、調査研究等に関する事項の処理に関すること
強化委員会	選手の強化育成、技術の向上に関する事項の処理に関すること
競技委員会	競技会の開催、競技者の登録等に関する事項の処理に関すること
審判委員会	審判員の養成、資格の認定並びに競技規則に関する事項の処理に関すること
選考委員会	役員の選出にあたり「会長、副会長、理事長、副理事長」を選考する。
(臨時)	(会長指名の会員4名及び事務局長)

2 専門委員会の委員長は、会長が委嘱する。また、副委員長は、委員長が推薦する。ただし、どちらの役職についても役員会の承認を得なければならない。

第5章 会計

(資産の構成)

第24条 この会の資産は、次のとおりとする。

- (1) 補助金
- (2) 事業収入
- (3) 事業委託金
- (4) 分担金
- (5) 会費(会員の会費は、年間1,000円とする。)
- (6) 登録費 (チームの登録費は、年間 1,000 円とする。)
- (7) 寄付金
- (8) 資産から生ずる収入
- (9) その他の収入

(資産の管理)

第25条 この会の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

(経費の支弁)

第26条 この会の経費は、資産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第27条 この会の収支予算は、理事会の議決を経て定め、収支決算は、その年度末財産目録とと もに監事の監査を経て、理事会の承認を得なければならない。

(基金特別会計)

第28条 この会は、特別な経費に充てるため、理事会の議決を経て、基金として積み立てることができる。

- 2 基金の運用から生ずる収益は、基金特別会計に計上して整理するものとする。
- 3 基金は、この会の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の議決を経てその一部を 処分することができる。

(会計年度)

第29条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計帳簿)

- 第30条 この会の事務局に、次の会計帳簿を備えなければならない。
 - (1) 予算整理簿
 - (2) 現金出納簿
 - (3) 証拠書類
 - (4) 定期預金証書及び預金通帳
 - (5) 備品台帳
 - (6) その他必要な書類及び帳簿

第6章 雑 則

(委任)

第31条 この規約についての細則は、理事会の議決を経て、別に定める。

付 則

(施行期日)

この規約は2016年4月1日から施行する。

中部バレーボール協会組織図 (案)

